

令和6年度早池峰山仮設トイレ等設置管理業務委託

仕様書

1 事業目的

早池峰山登山口等に仮設トイレ、簡易手洗器及び使用済み携帯トイレ回収箱等を設置し、適切に保守及び管理することにより、早池峰地域の優れた自然環境を維持することを目的とする。

2 期間

契約日～令和6年10月31日

ただし、仮設トイレ、簡易手洗器及び携帯トイレ回収箱の設置期間は、令和6年6月1日から令和6年10月31日までの間とし、設置及び撤収の日時等詳細については契約後に発注者と協議するもの。

3 設置場所（図面のとおり）

(1) 仮設トイレ及び簡易手洗器

早池峰山小田越登山口

(2) 携帯トイレ回収箱

早池峰山小田越登山口、河原の坊駐車場、峰南荘前、岳駐車場

4 設置基数

設置物件		設置期間
		令和6年6月1日～令和6年10月20日
(1) 仮設トイレ	大小共用	5基（和式×4、洋式×1）
	小用	1基
(2) 簡易手洗器		1基

※携帯トイレ回収箱の設置及び撤去は、発注者が行う。

5 業務内容

内訳書（別紙1）のとおり

6 その他

- (1) 本件により設置された仮設トイレの汲取り費及び使用済み携帯トイレ処理費は費用に含まない（発注者が別途負担）。
- (2) 作業実施後、業務日誌（別紙様式）に必要事項を記入すること。
- (3) 実施報告書には、業務日誌及び仮設トイレ及び簡易手洗器設置撤去時の写真を添付すること。
- (4) 施設の設置、使用により、環境や人に被害が生じるおそれがある場合には、直ちに応急措置を講じるとともに、発注者に報告すること。
- (5) 契約書及び仕様書に定めがない事項については、発注者と随時協議を行うこと。

早池峰山仮設トイレ等設置管理委託業務仕様書（内訳書）

委託項目	実施内容	内 訳								
(1) 仮設トイレ、 簡易手洗器 設置及び撤去	設置日：6月1日 撤去日：10月20日	仮設トイレ <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>大小共用和式</td> <td>4基</td> </tr> <tr> <td>大小共用洋式</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>小用</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6基</td> </tr> </table>	大小共用和式	4基	大小共用洋式	1基	小用	1基	合計	6基
		大小共用和式	4基							
大小共用洋式	1基									
小用	1基									
合計	6基									
簡易手洗器	1基									
(2) 仮設トイレ及び 簡易手洗器維持管理	期間：6月1日～10月20日 <ul style="list-style-type: none"> ・清掃 ・し尿量確認 ・備品補充（随時） ・水補給 	概ね 週2回×20週＝40回（※）								
(3) 携帯トイレ 回収箱維持管理	期間：6月1日～10月20日 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済携帯トイレ ・回収用ゴミ袋交換 	6～8月は月4回、9、10月は月3回、計18回実施（※）								

※業務回数の詳細は別紙2のとおり

早池峰山仮設トイレ等設置管理委託業務仕様書（内訳書）

別紙2

週	実施する期間	業務回数			備考
		(1)仮設トイレ 簡易手洗器 設置・回収	(2)仮設トイレ及 び簡易手洗器維 持管理	(4)携帯トイレ 回収箱 維持管理	
1	6月1日～ 6月7日	1	2		6/1：トイレ6基、手洗1基設置
2	6月8日～ 6月14日		2		6/9(日)：山開き
3	6月15日～ 6月21日		2	4	
4	6月22日～ 6月28日		2		
5	6月29日～ 7月5日		2		
6	7月6日～ 7月12日		2		
7	7月13日～ 7月19日		2	4	7/15：(月)海の日、
8	7月20日～ 7月26日		2		
9	7月27日～ 8月2日		2		
10	8月3日～ 8月9日		2		
11	8月10日～ 8月16日		2	4	8/11：(日)山の日
12	8月17日～ 8月23日		2		
13	8月24日～ 8月30日		2		
14	8月31日～ 9月6日		2		
15	9月7日～ 9月13日		2	3	
16	9月14日～ 9月20日		2		9/16(月)：敬老の日
17	9月21日～ 9月27日		2		9/23(月)：秋分の日
18	9月25日～10月4日		2		
19	10月5日～10月11日		2	3	
20	10月12日～10月20日	1	2		10/20：トイレ、手洗全撤去
計		2	40	18	

*仮設トイレ等の設置及び撤去作業は、事前に発注者と打合せの上実施すること。